



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件 (森林管理課) ..... 1
- 事業の認定 (用地課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路管理課) ..... 5
- 県道の供用の開始 (道路管理課) ..... 5
- 公共測量の実施の通知・2件 (道路管理課) ..... 5

### 公 告

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請 (自然保護・緑化推進課) ..... 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) ..... 6
- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催 (畜産課) ..... 6
- 大規模小売店舗の新設の届出・3件 (国際物流商業課) ..... 7
- 建設業者の許可の取消し (土木総務課) ..... 9
- 建設業者の所在等を確認することができない旨の公告 (土木総務課) ..... 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (道路街路課) ..... 10
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件 (空港課) ..... 11
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件 (都市計画・モノレール課) ..... 11
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) ..... 11

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 ..... 12

### 収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 ..... 16

## 告 示

### 沖縄県告示第498号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

(2) 期間 平成26年10月28日から平成27年 3月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

#### 沖縄県告示第499号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 1 区域及び期間

- (1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」）は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
- (2) 期間 平成26年10月28日から平成27年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

**沖縄県告示第500号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**1 区域及び期間**

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成26年10月28日から平成27年3月31日まで

**2 森林病虫害等の種類 松くい虫**

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

**5 その他必要な事項**

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

**沖縄県告示第501号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 起業者の名称 国頭村

2 事業の種類 桃原地区避難路整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄県国頭郡国頭村字桃原桃原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

桃原地区避難路整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である国頭村が事業主体となって、起業地内に、津波災害時の緊急避難場所として利用するための通路及び退避スペース施設を整備する事業であるところ、同施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

国頭村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

国頭村は、河口部の狭小な平地に集落が形成されており、津波災害に対してぜい弱な地域構造となっている。海拔1.5メートルの低地に存する国頭村字桃原地区（以下「当該地区」という。）は、沖縄県津波被害想定調査（平成25年3月）において最大水位7.5メートルの津波の来襲が想定されている辺土名地区に隣接し、同一の海岸線を有していることから、辺土名地区と同程度の津波が来襲する可能性がある。また、当該地区周辺には観光施設等が立地しているため、津波災害時には当該地区住民及び近隣観光施設等利用者の安全性の確保が求められるが、周辺には適当な避難場所等が整備されていない。

このような状況に対応するため、本件事業は国頭村地域防災計画に基づき計画されたものであり、津波災害時の緊急避難場所として、当該地区に隣接する標高50メートルの桃原ムイのふもとから頂上までの通路及び退避スペース施設を整備するものである。通路には手すり及び転落防止柵を設置し、高齢者等の避難行動要支援者に配慮した安全対策を講ずる。本件事業の施行により、津波災害時の緊急避難が可能となり、当該地区住民及び近隣観光施設等利用者の安全性の向上に資する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を施すとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、ルート設定、経済性、施工の容易性等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は津波災害時の緊急避難場所となる通路及び退避スペース施設を整備しようとするものである。当該地区は海拔1.5メートルの低地に位置しており、津波災害に対してぜい弱な地域構造となっているものの、周辺に適当な避難場所等が存在しない。そのため、津波災害時における緊急避難場所の整備を行い、当該地区住民及び近隣観光施設等利用者の安全性の確保が求められていることから、本事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 国頭村総務課

**沖縄県告示第502号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成26年9月26日から同年10月9日まで一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字盛山231番1から 石垣市字白保1273番105まで	9.2m ～ 31.1m	2,167.2m
新	石垣市字盛山222番250から 石垣市字白保1273番82まで	11.5m ～ 85.8m	2,655.5m

**沖縄県告示第503号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成26年9月26日から同年10月9日まで一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 6号線
- 2 供用開始の区間 読谷村字大木455番2から読谷村字大木426番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 9月26日

**沖縄県告示第504号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村字宇嘉
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年 7月12日から平成27年 2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第505号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村字佐手及び字謝敷
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年 7月12日から平成27年 2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

## 公 告

---

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成26年9月26日から同年10月10日までの間、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課、名護市役所本庁ロビー、名護市役所久志支所、名護市二見以北地域交流拠点施設わんさか大浦パーク及び大浦農村集落センターにおいて縦覧に供する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保全利用協定の名称 大浦川地区保全利用協定
- 2 協定区域 大浦川及び周辺のマングローブ林
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 カヤック等での自然観察
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 名護市二見以北地域交流拠点施設わんさか大浦パーク、ホールアース自然学校沖縄校がじゅまる自然学校、One Ocean（ワンオーシャン）、テラワークス、じゅごんの里
- 5 その他 この公告に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月11日まで縦覧に供する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県防災教育振興協会
- 3 代表者の氏名 竹田祥一郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市伊祖三丁目14番1号パークハウス伊祖203
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民の方々に対して、地方行政と協働し、防災教育の普及活動や防災関連事業を行うことで地域の力を高め、災害に強い地域社会の確立に寄与することを目的とする。

---

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 平成26年10月20日から同年11月14日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後6時まで
  - (2) 場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地の5）
- 2 対象となる家畜の種類 山羊
- 3 受講手続 受講願書は、住所地为管轄する家畜保健衛生所長に平成26年10月10日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年9月26日から平成27年1月26日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 届出年月日 平成26年9月1日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4513番ほか7筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社日建ハウジング 那覇市泊1丁目34番地2 4階 代表取締役 識名安信

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社アルペン 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 代表取締役 水野泰三

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年5月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,529平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 234台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 23台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 73平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 45立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年9月26日から平成27年1月26日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 届出年月日 平成26年8月26日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) タウンプラザかねひで与勝市場 うるま市与那城西原571番地ほか26筆
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 取締役 仲宗根勉
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇1228番地 代表取締役 比嘉真三
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年4月26日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,357平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 83台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 7台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 184.68平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 48.9立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前零時
  - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時から翌日の午前1時まで
  - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年9月26日から平成27年1月26日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成26年8月7日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) あわせモール 沖縄市字古謝976番、976番2及び976番3
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社UCHI 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5階 代表取締役 高江洲篤
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社野嵩商会

宜野湾市野嵩一丁目12番13号 代表取締役 仲村明

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年4月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,853平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 186台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 30台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 148平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 45.5立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年9月1日
- (2) 商号名 有限会社三協土建
- (3) 代表者名 渡慶次正雄
- (4) 所在地 沖縄市登川二丁目19番22号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第4033号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年9月1日
- (2) 商号名 有限会社大政建設
- (3) 代表者名 香川純子
- (4) 所在地 名護市字川上1072番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第4274号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年9月1日

- (2) 商号名 株式会社鐵建工業
  - (3) 代表者名 中村俊秀
  - (4) 所在地 南城市玉城字船越1237番地の1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第8668号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成26年9月1日
- (2) 商号名 合同会社未希ホーム
  - (3) 代表者名 嘉陽田朝松
  - (4) 所在地 うるま市与那城照間616番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11706号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1(1) 商号名 株式会社仲鶴土建
  - (2) 代表者名 仲本義光
  - (3) 所在地 うるま市字昆布1121番地の5
  - (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第5905号、沖縄県知事 許可(般-23) 第5905号
  - (5) 許可年月日 平成23年10月5日
- 2(1) 商号名 有限会社柴康
  - (2) 代表者名 久保田米子
  - (3) 所在地 糸満市西崎町五丁目14番地
  - (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第9784号
  - (5) 許可年月日 平成21年12月27日
- 3(1) 商号名 株式会社アースネット
  - (2) 代表者名 佐藤泰弘
  - (3) 所在地 石垣市字石垣84番地1階西
  - (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第11892号
  - (5) 許可年月日 平成23年1月25日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年9月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃物)処理業務委託(その1) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部南部土木事務所 沖縄県那覇市旭町116番地37
- 3 契約相手方を決定した日 平成26年7月25日
- 4 契約相手方の名称及び所在地 日本環境安全事業株式会社 北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24

- 5 契約金額 104,207,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（10,000リットル級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目1番10号
- 5 落札金額 96,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年 7月 7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（1,500リットル級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年 8月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オカノ 沖縄県那覇市安謝1丁目23番8号
- 5 落札金額 49,442,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年 7月 7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 用途地域（浦添南第二地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 地区計画（浦添南第二地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・5・南1号 津嘉山中央線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示26第4号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年9月26日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第2 沖縄海区において、毎年7月1日から同年10月31日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

(操業の承認)

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、毎年10月15日までに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の対象者)

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請する年の前年に委員会の承認を受けた者で、申請する年の前年の漁期（11月1日からその翌年の6月30日までをいう。以下同じ。）の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により申請する年の前年の漁期の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、申請する年の前年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

(操業を承認しない場合)

第5 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

(ソデイカはえ縄漁業の制限)

第6 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

(ソデイカ旗流し漁業の制限)

第7 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以遠の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する

旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(承認証の漁船への備付け義務)

第8 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、委員会が交付した承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第9 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章(第2号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第10 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(承認を受けた者の親族に限る。)が承継する場合
- (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

(承認内容の変更)

第11 承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、承認を得なければならない。

(承認証の再交付)

第12 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第13 委員会は、第3又は第11の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第12の規定により申請があったときは、その申請者にソデイカはえ縄漁業操業承認証(第5号様式)を交付する。

(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)にソデイカはえ縄漁業操業承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告義務)

第15 承認を受けた者は、毎年漁期毎にソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を同年8月末日までに、委員会へ提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は第3の承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

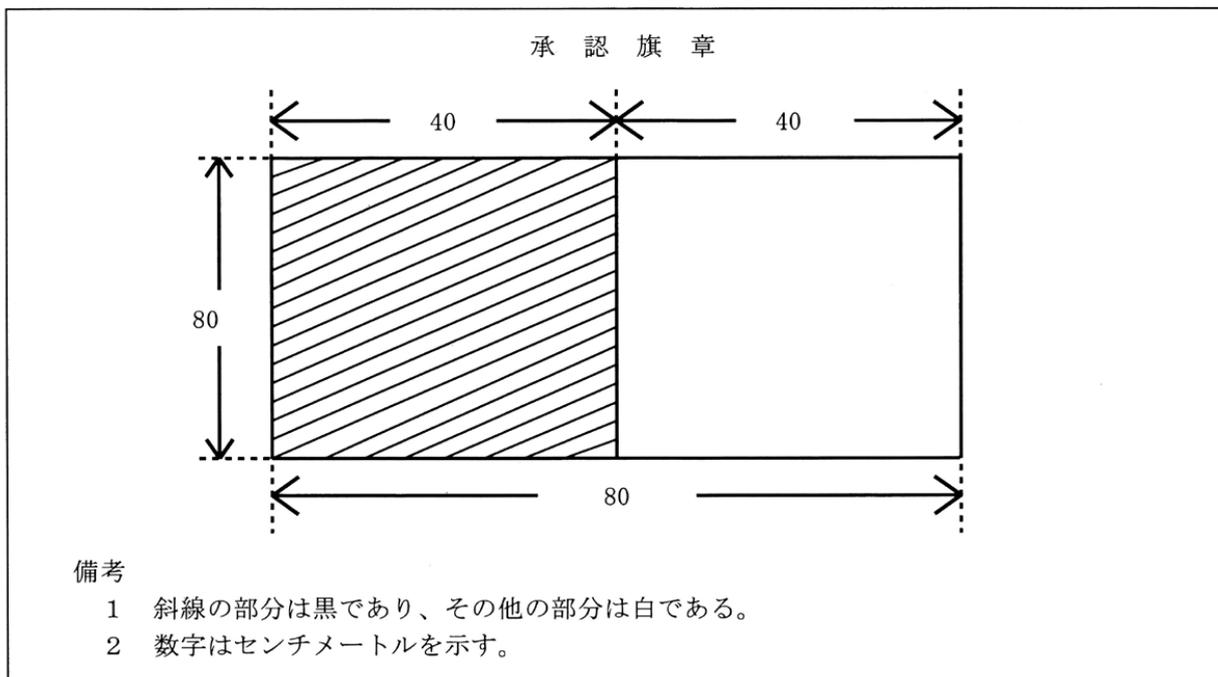
第17 この指示の有効期間は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までとする。

**第1号様式(第3関係)**

ソデイカはえ縄漁業承認申請書	
平成 年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	住所
	氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示26第4号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業の承認を受けた いので申請します。	
記	
1 操業区域	
2 漁具(擬餌針数)	
3 使用する漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	ON -
(3) 総トン数	

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式 (第9関係)



第3号様式 (第11関係)

ソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

- 1 承認番号 沖調S26第 号
- 2 船名
- 3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期 平成 年 月 日
- 5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式 (第12関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。  
 なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約  
 します。

記

- 1 承認番号                      沖調S第      号
- 2 船名
- 3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第13関係）

承認番号 沖調S26第      号
ソデイカはえ縄漁業操業承認証
住所 氏名
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 操業区域</li> <li>2 操業期間    平成    年    月    日から平成    年    月    日まで</li> <li>3 漁船                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 船名</li> <li>(2) 漁船登録番号</li> <li>(3) 総トン数</li> </ul> </li> <li>4 承認の有効期間    平成    年    月    日から平成    年    月    日まで</li> <li>5 制限又は条件</li> </ul>
平成    年    月    日 沖縄海区漁業調整委員会 会 長      山川 義昭                      印

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届
平成    年    月    日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 住所 氏名    印
下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。 記
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 承認番号                      沖調S26第      号</li> <li>2 船名</li> <li>3 廃業の理由</li> </ul>

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書
平成    年    月    日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 住所 氏名    印
平成    年—    年ソデイカ漁期（平成    年    月～平成    年    月）におけるソデイカはえ 縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 承認番号：沖調S26第 号
- 漁船名：
- 乗組員数： 名
- 操業状況：

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

●漁船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量(尾数及びkg)」については、漁獲が無かった場合にも記入して下さい。

**収用委員会事項**

沖縄県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年 9月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道平良下地島空港線改築工事(沖縄県宮古島市平良字久貝ムイ原地内から同市字伊良部池間添長山地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
宮古島市伊良部字池間添長山	1089番2	公衆用道路	公衆用道路	293	293.10	287.52	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のSR.28、SR.27、94、95、96、85、93、92、91、90、89及びSR.28の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
----	----

亡 新川猪介 法定相続人 亡 新川仁蔵 法定相続人 亡 新川戸市 法定相続人 亡 新川清州 法定相続人 新川サダ子 新川満子 新川清子	住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市伊良部字前里添246番地 住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市伊良部字前里添246番地 沖縄県宮古島市伊良部字前里添694番地 1
亡 源河マカト 法定相続人 砂川保子 源河保吉 源河正昭 源河浩二 川平いずみ	沖縄県宮古島市平良字下里61番地 1 沖縄県那覇市首里大名町3丁目35番地大名市営住宅17-305 神奈川県川崎市川崎区昭和2丁目16番7号松本マンション201 沖縄県宮古島市伊良部字前里添612番地 4 沖縄県宮古島市平良字久貝1067番地 7
亡 池間千代 法定相続人 池間哲夫 下地初枝 池間輝治	沖縄県宮古島市伊良部字前里添464番地 2 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根700番地 4 沖縄県宮古島市平良字久貝852番地 1
亡 新川誠吉 法定相続人 小早川誠 白石美幸	愛媛県新居浜市中萩町12番7号 愛媛県新居浜市港町17番171号
亡 亀井みどり 法定相続人 亀井誠一郎 亀井瑛理佳	愛媛県新居浜市上泉町1番31号 徳島県徳島市川内町加賀須野463番地の30
亡 新川添之助 法定相続人 新川栄 新川行代 新川英喜 山内里子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添694番地 1 福岡県糟屋郡新宮町大字上府1160番地 5 大阪府豊中市服部豊町一丁目11番23-311号 佐賀県鳥栖市弥生が丘4丁目408番地 1
亡 友利早美 法定相続人 友利保紀 友利欣貴 友利紀恵 友利恰史 友利聡美	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根711番地15 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根711番地15 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根711番地15 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根711番地15 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根711番地15
亡 新川清 法定相続人 新川和代 新川大樹 岡田三那美 新川千代	大阪府豊中市曾根南町二丁目4番5-601号 大阪府豊中市曾根南町二丁目4番5-601号 大阪府豊中市山ノ上町6番47-207号 大阪府豊中市曾根南町二丁目4番5-601号
亡 来間カマド 法定相続人 川満盛吉 来間文三	沖縄県宮古島市伊良部字池間添696番地 4 沖縄県宮古島市伊良部字前里添398番地
亡 来間政市 法定相続人 来間正勝 来間勇助 松尾幸代 来間勇進 来間一彦	宮崎県宮崎市大塚台西1丁目39番地 1 県営住宅104棟14号 埼玉県蓮田市大字閨戸3972番地14 大阪府堺市西区鳳東町三丁目240番地 1 沖縄県浦添市経塚一丁目7番14号 大阪府豊中市小曾根四丁目20番22号
亡 濱川ヤマ 法定相続人 與儀フミ子	沖縄県宮古島市伊良部字池間添652番地 5

仲間正子 譜久島利子 浜川政栄	沖縄県石垣市字新川2212番地県営住宅新川団地9号棟201号 沖縄県石垣市字新川2287番地1 沖縄県石垣市字大浜380番地8
亡 濱川正助 法定相続人 濱川正春 濱川利正 濱川正吾 濱川正弘 濱川正信 普天間一子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添397番地2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添470番地3 沖縄県宮古島市伊良部字前里添728番地1 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1473番地2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添491番地3 沖縄県宮古島市伊良部字前里添637番地7
亡 濱川正昭 法定相続人 鯉沼和美 石垣昭子	沖縄県浦添市宮城四丁目18番13-501号ゴールドキャッスル 沖縄県浦添市仲西二丁目4番22-803号ミルコマンション浦添仲西
亡 濱川文吉 法定相続人 濱川マサ子 濱川正夫 濱川幸子 濱川和江 田母上モト子 児玉正代 西辻小百合	沖縄県宮古島市伊良部字前里添428番地 沖縄県宮古島市伊良部字前里添689番地8 住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市伊良部字前里添167番地2 住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市伊良部字前里添167番地2 北海道帯広市柏林台南町5丁目1番地柏南団地6棟653号 埼玉県秩父市金室町16番11号 奈良県香芝市旭ヶ丘二丁目22番地14
亡 濱川和男 法定相続人 河野睦美 赤嶺貴和香 野崎亜未	沖縄県宮古島市平良字西仲宗根745番地1 上原市営住宅4棟102号 沖縄県豊見城市字渡橋名53番地 沖縄県沖縄市美里五丁目18番15号平良マンションⅢ402号
亡 日高勝江 法定相続人 新城小百合 新城希里 本部里美	宮崎県宮崎市大字芳士942番地1 フラワーマンション花ヶ島参番館405号 宮崎県宮崎市大字芳士942番地1 フラワーマンション花ヶ島参番館405号 宮崎県西都市大字右松529番地
亡 新川力 法定相続人 名城克子 池間光子 新川良子 新川一男 新川勝栄	沖縄県宮古島市伊良部字前里添492番地1 沖縄県宮古島市伊良部字前里添418番地26 沖縄県那覇市繁多川1丁目25番29号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添414番地11 沖縄県宮古島市伊良部字前里添439番地1
亡 濱川ハル 法定相続人 濱川昌治 川満リツ子 佐藤美恵子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添588番地24鯖置団地D-202 神奈川県横浜市鶴見区梶山二丁目39番12号梶山ハイツ201 東京都杉並区和泉二丁目13番30-205号永福町パークホームズ
亡 新川勇吉 法定相続人 新川正一	沖縄県宮古島市伊良部字前里添604番地12
亡 新川四郎 法定相続人 新川文二郎 前泊初枝 新川文雄 前泊喜美子 池間光雄 富永温美	沖縄県宮古島市伊良部字池間添722番地8 沖縄県宮古島市伊良部字前里添418番地5 沖縄県浦添市前田一丁目27番19-202号メゾン佐久田 沖縄県宮古島市伊良部字前里添595番地1 沖縄県宮古島市伊良部字前里添444番地7 沖縄県浦添市大平一丁目9番11号
亡 佐久本カマド 法定相続人 亡 佐久本守行 法定相続人 佐久本トヨ 佐久本定春 佐久本力	沖縄県宮古島市伊良部字前里添678番地2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添88番地 沖縄県那覇市壺屋2丁目5番11号阿波根アパート302

下里ハル 佐久本武夫	沖縄県宮古島市伊良部字前里添619番地 3 沖縄県宮古島市伊良部字前里添619番地 2
亡 佐久本定福 法定相続人 佐久本トシ 佐久本美和子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添463番地 沖縄県宮古島市伊良部字前里添463番地
亡 佐久本哲雄 法定相続人 久高友枝	沖縄県那覇市松島 2丁目11番 6号
亡 湧川キヨ 法定相続人 棚橋幸代 湧川賢一 仲間涼子 池村清江	埼玉県所沢市大字上安松255番地の 2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添300番地 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾六丁目32番11-303号 愛知県名古屋市中区小賀須四丁目404番地の 1 グレイス小西405号
亡 佐久本方清 法定相続人 佐久本秀夫 佐久本朝公 仲間美代 砂川タケ 佐久本勝次 佐久本勝廣 佐久本清	沖縄県宮古島市伊良部字仲地251番地 沖縄県那覇市高良 2丁目 9番 9号 神奈川県横浜市都筑区池辺町3149番地 1 沖縄県浦添市字大平365番地 4 神奈川県横浜市都筑区池辺町3149番地 8 神奈川県横浜市都筑区池辺町3149番地 1 神奈川県横浜市都筑区池辺町3149番地 1
亡 佐久本一雄 法定相続人 佐久本正子	神奈川県横浜市都筑区池辺町3149番地 1
亡 佐久本清 法定相続人 岸本敏子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添1704番地
亡 佐久本正木 法定相続人 佐久本正和 佐久本昭則 佐久本勝利 佐久本博幸 佐久本治喜	沖縄県南城市大里字稲嶺2234番地152 沖縄県島尻郡八重瀬町字新城2125番地 6 神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目35番地の13 東京都町田市小川二丁目 8番地 1 ソレアード505号 神奈川県横浜市瀬谷区竹村町11番地 6 岩見荘105
亡 長間キヨ子 法定相続人 長間武美 長間博和 仲宗根久代 長間和昭	沖縄県宮古島市伊良部字前里添899番地 3 千葉県山武市蓮沼ニ5035-4 介護老人保健施設ハートビレッジ 沖縄県宮古島市伊良部字前里添661番地 7 沖縄県那覇市辻 1丁目 5番21号リベラルマンション21 9階
亡 福里トミ 法定相続人 福里徹 二宮好美	沖縄県宮古島市伊良部字前里添607番地 4 大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通57番地 2 1514号
亡 佐久本勇 法定相続人 伊計勇健 兼久京子 譜久原勇子 佐久本勇輝	沖縄県宮古島市伊良部字前里添241番地 2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添460番地19 沖縄県宮古島市伊良部字池間添233番地 沖縄県那覇市字国場250番地ピバリーハイムかかかず203
亡 仲間カ子メガ 法定相続人 仲間恵次	沖縄県浦添市内間一丁目13番 5号
亡 仲間忠一 法定相続人 稲福悦子	東京都墨田区堤通二丁目10番17-609号
亡 奥浜ヌッテ 法定相続人	

池村シヅ子 上原マサ子 前泊サダ子 奥濱文一 奥濱英道	沖縄県八重山郡竹富町字上原870番地の103 沖縄県宮古島市伊良部字前里添254番地1 沖縄県宮古島市伊良部字前里添446番地 沖縄県宮古島市伊良部字前里添619番地 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口554番地殿元マンションC-102号
亡 佐久本カメ 法定相続人 與那城昭一 仲間喬 仲間ハル 與那城善徳 大浦美代	沖縄県宮古島市伊良部字前里添492番地3 沖縄県宮古島市伊良部字前里添457番地7 沖縄県宮古島市伊良部字前里添458番地4 住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市伊良部字前里添58番地 沖縄県中頭郡北谷町字宮城2番地133
亡 佐久本三郎 法定相続人 濱川静子 森本鐵信 佐久本健勇 仲間悦子 佐久本敏雄	沖縄県宮古島市伊良部字前里添418番地9 熊本県菊池市泗水町永4535番地4 沖縄県宮古島市伊良部字前里添685番地2 神奈川県横浜市磯子区東町18番8-416号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添457番地5
亡 佐久本昌一 法定相続人 仲間克枝	沖縄県宮古島市伊良部字前里添457番地4 佐久本方
亡 與那嶺マアジ 法定相続人 與那嶺金 法定相続人 與那嶺望 仲間ミヨ	沖縄県宮古島市伊良部字前里添129番地1 沖縄県宮古島市伊良部字前里添685番地3
亡 与那嶺長生 法定相続人 与那嶺キヨ 前泊見智子 地久見幸子 上原広代 与那嶺勝秀 与那嶺成人	沖縄県宮古島市伊良部字前里添432番地 愛知県名古屋港区正保町6丁目23番地の1第2安井ビル205号 福岡県糸島市志摩稲葉176番地 愛知県名古屋港区正徳町1丁目19番地宝正徳公園ハイツ1303号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添432番地 沖縄県宮古島市伊良部字前里添438番地
亡 譜久原繁 法定相続人 譜久原英子 譜久原繁治 仲間喜美代 大村英世 洌鎌シゲミ	沖縄県宮古島市伊良部字池間添233番地 沖縄県宮古島市伊良部字池間添233番地 沖縄県宮古島市平良字西仲宗根531番地県営平良北団地5棟205号 沖縄県宮古島市平良字荷川取139番地2 2F 兵庫県尼崎市三反田町二丁目7番21号
亡 與那嶺蒲 法定相続人 川満トシ 池間豊 與那嶺寛	沖縄県宮古島市伊良部字前里添41番地 沖縄県宮古島市伊良部字前里添606番地5 沖縄県宮古島市伊良部字前里添382番地
亡 仲村渠マツ 法定相続人 亡 國吉カニメガ 法定相続人 亡 國吉キヨ 法定相続人 國吉博和 與那城光子 鈴木和子 大川艶子 仲村渠幸子 佐藤順子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添588番地24鯖置団地I棟5号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添60番地1 神奈川県横浜市鶴見区駒岡五丁目3番15号 沖縄県宮古島市平良字西仲宗根505番地1 沖縄県宮古島市平良東仲宗根125番地友利アパート2F 神奈川県横浜市鶴見区菅沢町18番22号
亡 仲村渠良一 法定相続人 仲村渠良成 仲村渠繁 仲村渠武	沖縄県宮古島市伊良部字前里添460番地10 沖縄県宮古島市伊良部字前里添418番地21 沖縄県宮古島市伊良部字前里添408番地1

上里幸子	沖縄県那覇市三原2丁目20番17号ライオンズマンション三原第3 201
亡 仲村渠良賢 法定相続人 仲間トシ子 仲村渠英治 濱川清美 上原弘美 仲村渠友子 仲村渠利明 長間芳美 仲村渠英明	沖縄県宮古島市伊良部字池間添701番地1 沖縄県宮古島市伊良部字前里添408番地1 沖縄県宮古島市伊良部字前里添444番地8 沖縄県石垣市字新川2318番地46 沖縄県宮古島市伊良部字前里添408番地1 愛知県東海市名和町北三ヶ月32番地第1太伸コーポ102号 神奈川県横浜市鶴見区駒岡四丁目22番11-2号 神奈川県横浜市鶴見区駒岡五丁目15番32-201号
亡 玉寄勝米 法定相続人 玉寄静子 玉寄正徳 玉寄正治 玉寄博道 仲宗根利恵美 森典子 川満みのり 玉寄勝巳 大城理沙子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添444番地2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添444番地2 沖縄県糸満市西崎町三丁目7番地の9県営西崎第二団地304号 埼玉県戸田市下戸田1丁目6番4-101号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添678番地7 東京都武蔵村山市学園1丁目72番地の16 沖縄県宮古島市城辺字福里905番地5 沖縄県宮古島市伊良部字前里添444番地2 沖縄県那覇市天久2丁目3番11号ライブリー405
亡 仲村渠良勝 法定相続人 長濱君子 久貝照子 仲村渠輝正 前泊芳美	沖縄県浦添市宮城五丁目4番10号 沖縄県浦添市大平二丁目7番7号 沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄64番地6 沖縄県宮古島市伊良部字前里添357番地6
亡 與那城美代 法定相続人 與那城昭一 長間春美 與那城恭次 本田利美恵 森田恭子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添492番地3 沖縄県宮古島市伊良部字前里添755番地2 沖縄県宮古島市伊良部字前里添413番地4 沖縄県浦添市宮城四丁目18番24-305号フリーベル浦添宮城 沖縄県浦添市宮城四丁目19番3号ソレイユ西平301
亡 仲村渠勝美 法定相続人 仲村渠トヨ 仲村渠孝 仲村渠孝二 仲村渠勝則 伊藝輪子	沖縄県浦添市城間四丁目10番6-203号城間永大マンション 沖縄県浦添市城間四丁目10番6-203号城間永大マンション 沖縄県浦添市城間四丁目10番6-203号城間永大マンション 沖縄県宜野湾市真栄原一丁目18番9号 沖縄県宜野湾市我如古二丁目17番17号
亡 新川松三 法定相続人 亡 新川加那志 法定相続人 新川正幸	沖縄県宮古島市伊良部字前里添439番地
亡 新川昭吉 法定相続人 新川正吉	沖縄県宮古島市伊良部字前里添421番地8
亡 新川金市 法定相続人 新川初子 新川春雄 前泊ミヨ	沖縄県那覇市古波蔵3丁目4番3-703号県営古波蔵第3市街地住宅 沖縄県那覇市古波蔵3丁目4番3-703号県営古波蔵第3市街地住宅 沖縄県宮古島市伊良部字前里添661番地2
亡 新川ハツ子 法定相続人 新川繁雄 新川清一 高橋邦子	沖縄県宮古島市伊良部字前里添377番地2 沖縄県那覇市首里石嶺町1丁目36番地フラッツ36-202 千葉県市川市新田三丁目8番17号
亡 上原トモ子 法定相続人 上原廣一	沖縄県宮古島市伊良部字前里添148番地17

亡 山口廣美 法定相続人 山口后 山口健一 山口一行 山口啓二 山口英樹 坂本光明	大分県日田市大字二串153番地 大分県日田市大字二串153番地 福岡県福岡市中央区大宮二丁目6番13号 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目29番2-401号 鹿児島県鹿児島市草牟田二丁目45番1号 大分県日田市大字有田935番地2
亡 新川正雄 法定相続人 新崎貞子	沖縄県宜野湾市志真志一丁目15番12号
亡 新川正一 法定相続人 新川京子 岡宮美賀子 新川満 新川悟	沖縄県宮古島市伊良部字前里添1711番地6 沖縄県宮古島市伊良部字前里添1711番地6 沖縄県那覇市壺屋2丁目16番14号 沖縄県浦添市前田一丁目55番22-306号前田住宅

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年 8月14日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--